

【地域医療勤務環境改善体制整備特別事業】

1 事業目的

2024年4月からの医師に対する時間外・休日労働の上限規制の適用開始を受けて、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要な施策を講じる必要があり、特に医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得できるような医師を育成する医療機関においては、診療中に当該教育研修を行う勤務環境改善を含めた働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とする。

2 補助対象医療機関及び交付要件

別紙のとおり

3 補助対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取り組みとして、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取り組みを総合的に実施する事業

4 補助対象経費

3に定めた総合的な取り組みに要する経費のうち、R9年度に新たに発生するハード経費に対して補助を行う。

5 補助基準額

最大使用病床数^{※1}×133千円^{※2}（補助単価）

※1 医療機関が病床機能報告により県へ報告している最大使用病床数（療養病床を除く。）

※2 令和8年度以降に医療機関勤務環境評価センターの評価を受けた医療機関であって、①～

③を満たす場合に②、③の該当する要件に応じて示す額を標準単価に加算した額とすることを可とする。

① 以下のいずれかを満たすこと。

ア 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。

イ 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、次頁の表に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結する特定地域医療提供医師（B水準医師）又は

連携型特定地域医療提供医師（連携B水準医師）がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。

令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間
令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間
令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間

- ② 対象項目（必須項目以外の項目のうち一定の項目）の達成数に応じて最大1床あたり93千円まで加算した額を標準単価とすることを可とする。
- ③ 以下の左欄のいずれかに該当する場合、右欄の額を加算した額を標準単価とすることを可とする。

評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が1項目	1床あたり13千円
評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が2項目	1床あたり27千円
評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が3項目以上	1床あたり40千円

6 補助率

1／2以内

7 その他

- ・本事業は地域医療介護総合確保基金を財源としており、国（厚生労働省）の内示結果次第で、配分調整を行う場合があります。
- ・今後の国（厚生労働省）の動向次第で、上記内容（特に加算部分）については変更になる可能性がありますので予めご承知おきください。

1 補助対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関であること。

(1)	基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床許可病床数100床あたりの常勤換算医師数が40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関
(2)	基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関

※ 常勤換算医師数は、病床機能報告により都道府県へ報告している医師数（非常勤医師数を含む）

2 交付要件

次の（１）～（４）のいずれをも満たすこと。

（１）勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

（２）年の時間外・休日労働が960時間を超えるまたは超える恐れがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。

※ 「年の時間外・休日労働が960時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が720時間を超え、960時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。

（３）医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G－M I Sに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

（４）医師労働時間短縮計画に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。